

○別棟の取扱い

次のように通行の用のみに供する部分（以下「接続部分」という。）で接続部分以外の建築物（以下「本体部分」という。）が接続されている場合は、別棟として取り扱うこととする。

1 開放性を有する渡り廊下で接続する場合（開放性の判断は、床面積の算定における吹きさらし廊下の取扱いに準じる。）

- ①本体部分は、防火・避難上の建築物とみなされる関係にないこと。
- ②接続部分は、本体部分とエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法で接していること。
- ③接続部分の主要構造部は、不燃材料で造られていること。
- ④接続部分は、二階以下とする。
- ⑤本体部分の延焼のおそれのある部分は、接続部分には関係なく、本体部分相互の外壁間の中心線から生じるものとする。

2 本体部分から庇を張り出し接続する場合

- ①本体部分は、防火・避難上の建築物とみなされる関係にないこと。
- ②庇は不燃材料で造られていること。
- ③庇相互に接する部分がないこと。^{※1}
- ④本体部分の延焼のおそれのある部分は、接続部分には関係なく、本体部分相互の外壁間の中心線から生じるものとする。

【平成 19 年度 秋期 静岡県建築行政連絡会議 合意】

（以下、静岡県の取扱いとして補足する事項）

※1 庇のほか、本体部分相互の外壁が近接している場合は、外壁相互に接する部分がないこと。（平成 25 年 11 月追記）